

# 鳥取市積雪対応指針

鳥取市

# 目 次

## 第1章 総則

---

第1節	目的	1
第2節	指針の性格	1
第3節	豪雪地帯の定義	1
第4節	気象情報に関する基準等	2
1	発表区域	2
2	警報・注意報の発表基準	3
3	特別警報の発表基準	4
4	鳥取県気象観測所	4
5	鳥取地方気象台が発表する気象警報等伝達系統	5
第5節	豪雪等に関する記録	6
1	豪雪の主な記録	6
2	積雪・降雪の記録	6

## 第2章 組織体制

---

第1節	災害対策本部	8
1	設置の基準	8
2	設置場所	8
3	設置の公表・通知	8
4	災害対策本部の廃止基準及び公表・通知	9
5	災害対策支部の設置	9
6	組織及び所掌事務等	9
第2節	雪害対策本部	9
1	設置の基準	9
2	設置場所等	10
第3節	雪害警戒配備	10
1	配備の基準	10
2	雪害警戒関係課	10
3	所掌事務等	10
4	雪害警戒配備の解除の基準	10
第4節	職員の配備体制	11
1	職員配備体制の種別	11
2	その他の基準等	12

第5節 所掌事務（積雪対応編）	13
-----------------	----

### 第3章 除雪対策

---

第1節 基本方針	18
第2節 除雪計画	18
1 市道の除雪基準	18
2 除雪路線	18
3 除雪要領	18
4 除雪に係る情報収集・発信	19
5 凍結防止剤散布・配布計画	19
6 市民協力を得るための広報活動の実施	19

### 第4章 関係機関との連携

---

第1節 国との連携	20
第2節 県との連携	20
1 道路除雪業務の相互委託	20
2 災害時の相互応援に関する協定	20
第3節 ライフライン関係機関との連携	20
第4節 民間企業等との連携	21
第5節 市民生活に関係する各種団体等との連携	21

### 第5章 交通障害対策

---

第1節 道路の交通障害	22
第2節 鉄道の運行障害	22

### 第6章 情報活動

---

第1節 情報収集	23
1 気象情報の収集	23
2 市民生活等に係る情報の収集	23
3 災害情報の収集	23
第2節 広報事項	24
第3節 広報体制	24
1 広報の方法	24
2 一元的な情報発信	25
3 報道機関への情報提供	25

4	広聴活動	25
5	災害モードの活用	25

## 第7章 雪への備えと支え合い

---

第1節	雪への備え	26
第2節	市民・地域への支援	26
第3節	支え愛活動の推進	26
第4節	避難行動要支援者への支援	27

## 第8章 災害救助法の適用（参考）

---

第1節	災害救助法適用の早期判断	28
第2節	災害救助法の適用基準	28

（発行・編集）

# 第1章 総則

## 第1節 目的

本市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の規定に基づく豪雪地帯（※1）に位置しており、平成29年1月22日～25日、同年2月9日～12日に鳥取県東部地域を襲った記録的な大雪（※2）では、人的被害や住家等の倒壊が発生する災害となり、また、国土交通省をはじめ、県や本市の除雪能力を超える強い降雪が長時間継続したため、市内では、道路交通網の大規模障害、公共交通機関（路線バス・鉄道・航空機）の運休、広域停電、漁船の転覆、農業用ビニールハウスの倒壊、休校に伴う学校運営の支障等が生じ、市民生活に大きな影響をもたらした。

これらの豪雪（※3）等に備え、過去に幾度となく見舞われた大雪に対しても、市民、事業者、行政が一体となって克服し、雪国の暮らしに理解を深め、創造性をもって雪と共生してきた経験を活かしつつ、「庁内の組織体制、除雪対策、交通障害対策、情報活動、雪への備えと支え合いの推進」等による総合的かつ実効性の高い態勢を確立するための指針を定めることにより、大雪等による災害（以下「雪害（※4）」という。）を未然に防止するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とする。

※1) 第1章第3節を参照。

※2) 「大雪」とは、大雪注意報基準以上の雪をいう。季節予報及び天候情報においては、数日以上にわたる降雪により、社会的に大きな影響をもたらすおそれのある雪をいう。（平成29年の大雪による最深積雪深は、1月24日に57cm、2月11日に91cmを記録した。）

※3) 「豪雪」とは、著しい災害が発生した顕著な大雪現象をいう。

※4) 「雪害」とは、交通網の途絶・障害、通信線の切断、なだれ、圧雪、風雪等による家屋の被災、孤立集落の発生等、長期化、広範化が予想される災害をいう。

## 第2節 指針の性格

「鳥取市積雪対応指針」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成された「鳥取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」（雪害予防計画等）の雪害対策を補完するものとして定めたものであり、今後も実態等に即して見直しを行うこととする。

## 第3節 豪雪地帯の定義

雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とした「豪雪地帯対策特別措置法」の第2条第1項において豪雪地帯の指定に関する規定が設けられており、鳥取県は、その指定（県下全域）を受けている。

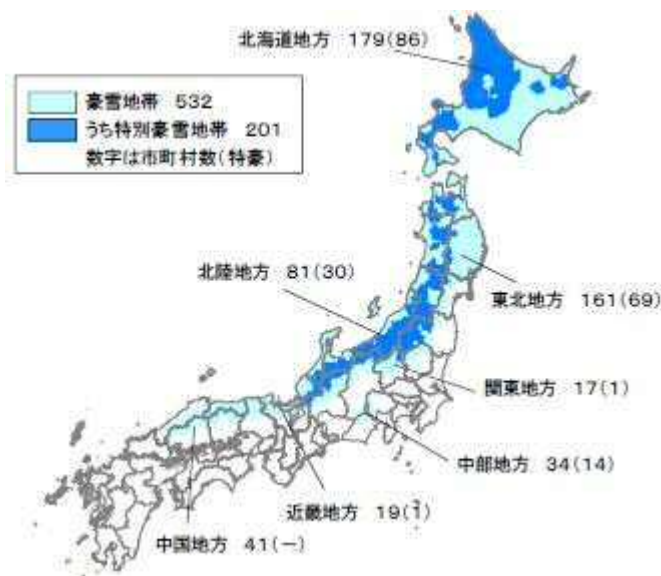
《豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項抜粋》

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前条の規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

《指定状況参考図》

積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、豪雪地帯又は特別豪雪地帯が指定される。

右の図は、指定状況を色分けしたものであり、鳥取県内の全ての市町村が豪雪地帯内に位置している状況にある。



## 第4節 気象情報に関する基準等

鳥取地方气象台（気象庁）では、大雪や暴風雪などによって発生する災害の防止及び軽減のため、気象警報・注意報や気象情報などの防災気象情報を発表している。これらの情報は、防災関係機関の活動や住民の安全確保行動の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から気象情報を発表し、その後の危険度の高まりに応じて「注意報、警報、特別警報」を段階的に発表（※5）している。

※5) 情報の内容や発表のタイミングについては、常に本市、県、国の機関等の防災機関との間で意見交換を行った上での判断とされている。

### 1 発表区域

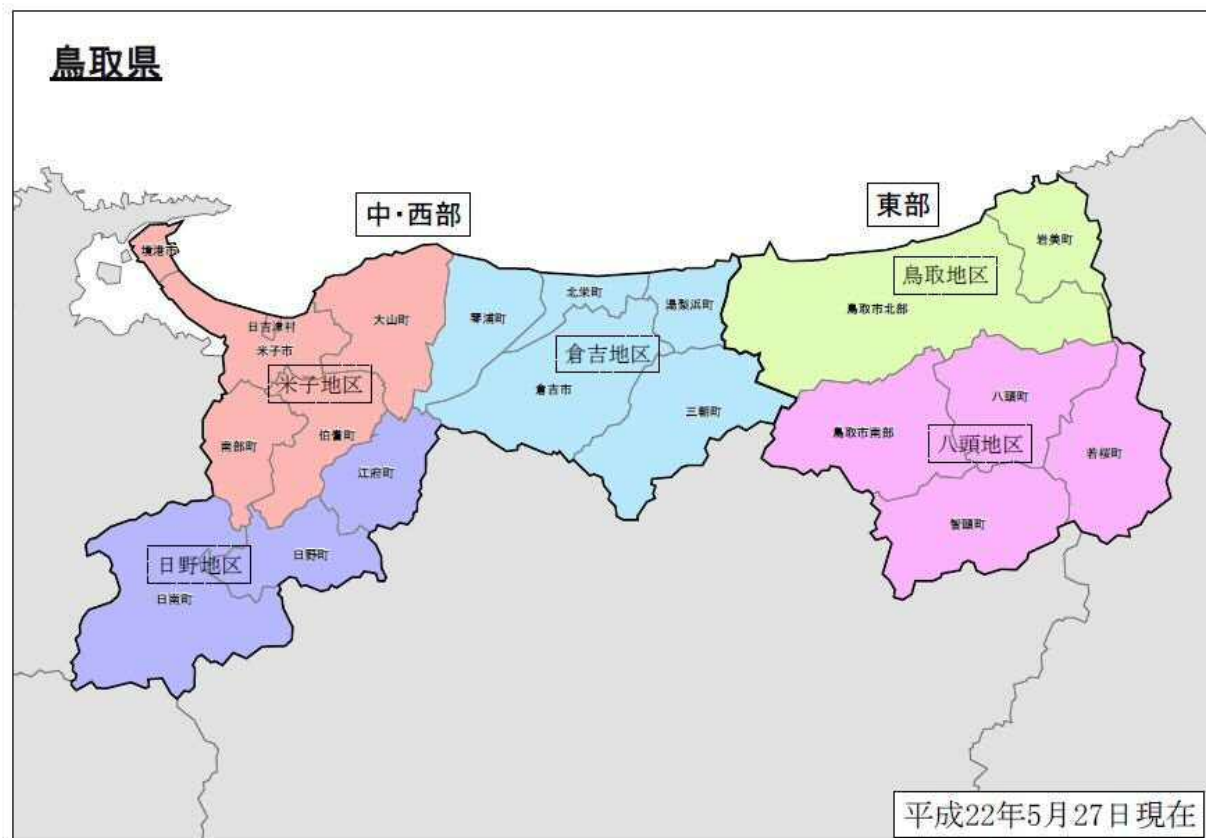
鳥取地方气象台が発表する気象情報等の発表区域については、次のとおりである。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	該当地域
鳥取県	東部	鳥取地区	鳥取市北部	鳥取・国府・福部・気高・鹿野・青谷地域
		八頭地区	鳥取市南部	河原・用瀬・佐治地域

《参考（県全域）》

- ▼ 東部 …… 【鳥取地区】：鳥取市北部、岩美町  
【八頭地区】：鳥取市南部、若桜町、智頭町、八頭町
- ▼ 中・西部 …… 【倉吉地区】：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町  
【米子地区】：米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町  
【日野地区】：日南町、日野町、江府町

《鳥取県の細分区域図》



2 警報・注意報の発表基準（雪関係）

鳥取地方気象台は、大雪等の気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。

区分		基準	
		鳥取市北部	鳥取市南部
警報	暴風雪	陸上：20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う
		海上：25m/s 雪を伴う	
	大雪	平地：12時間降雪の深さ 25 cm	同左
		山地：12時間降雪の深さ 40 cm	同左
注意報	風雪	陸上：12m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う
		海上：15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地：12時間降雪の深さ 15 cm	同左
		山地：12時間降雪の深さ 25 cm	同左
	なだれ	①積雪の深さ 30 cm以上あり降雪の深さ 40 cm以上 ②山沿いの積雪の深さ 60 cm以上あり、最高気温が 8℃以上又はかなりの降雨	
	低温	最低気温-4℃以下 ※気温は鳥取地方気象台の値	
	霜	10月31日までの早霧 4月1日以降の晩霧 最低気温 3℃以下	
	着雪	平地：12時間降雪の深さ：15 cm以上	同左
山地：12時間降雪の深さ：25 cm以上		同左	
気温：-2℃～2℃		同左	

(降雪量：一定の期間内に積もった雪の深さ)

### 3 特別警報の発表基準（雪関係）

鳥取地方気象台は、警報の発表基準をはるかに超える大雪が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

区 分		基 準
特別警報	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

《 50年に一度の積雪深と最深積雪深 》

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深	既往最深積雪深
鳥取県	鳥取	105 cm	129 cm

### 4 鳥取県気象観測所（鳥取市北部・南部）

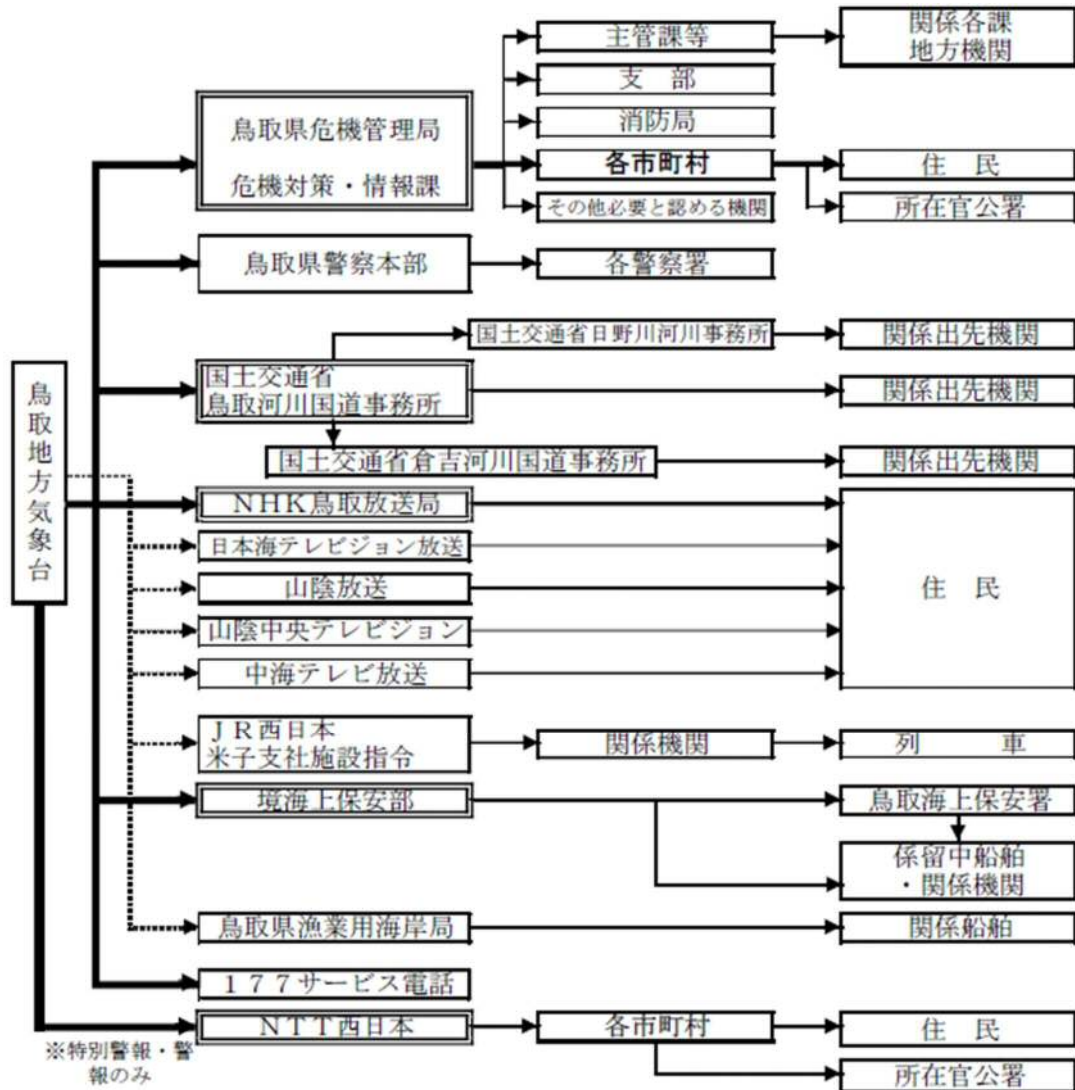
観測所名	所在地	観測項目					海面上 の高さ
		降水量	気温	風	日照	積雪	
鳥 取	鳥取市吉方	●	●	●	●	●	7m
湖 山	鳥取市湖山町西	●	●	●			15m
青 谷	鳥取市青谷町青谷	●	●	●	●		13m
鹿 野	鳥取市鹿野町河内	●					210m
佐 治	鳥取市佐治町加瀬木	●					210m
智 頭	智頭町智頭沖代	●	●	●	●	●	182m

（積雪量：地表面などに堆積した雪の深さ）



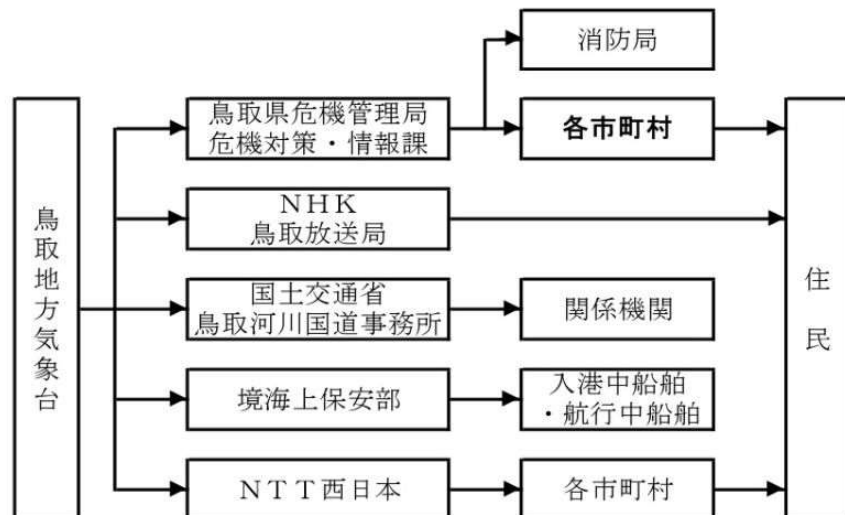
5 鳥取地方気象台が発表する気象警報等伝達系統（地域防災計画\_P93 抜粋）

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図



(鳥取県地域防災計画より)

(2) 気象等の警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



(鳥取県地域防災計画より)

## 第5節 豪雪等に関する記録

### 1 豪雪の主な記録

年月日	被害の状況
S52.2.14～S52.2.21	被害総額 270,045 千円（被害状況は鳥取地域） 住家一部破損 3 戸、非住家半壊 1 戸、農業用施設 108 か所、 農作物 39.7ha、都市施設 5 か所、文教施設 43 か所 最深積雪量 鳥取 105cm
S58.12.26～S59.3.14	被害総額 1,010,068 千円（被害状況は鳥取地域） 死者 1 人、軽傷者 2 人、住家半壊 4 戸、一部破損 134 戸、 非住家全壊 13 戸、半壊 1 戸、一部破損 52 戸、農業用施設 84 か所、 農作物 403.5ha、林野 260ha、道路・河川損壊 11 か所、 厚生施設 669 か所、文教施設 27 か所、 他に被害多数 最深積雪量 鳥取 95cm、河原 199cm
H18.1.1～H18.3.31	農林水産業施設 27,778 千円 公共土木施設 297,561 千円 死者 3 名（うち鳥取市 2 名） 建物被害 一部破損 220 ※全県下の被害
H29.2.9～H29.2.12	公共土木施設 113,958 千円 農産被害 1,096,168 千円 死者 2 名、重傷 3 名、軽症 20 名 住家 15 棟、非住家 27 棟、船舶 19 隻、電気 9,146 戸 ※全県下の被害

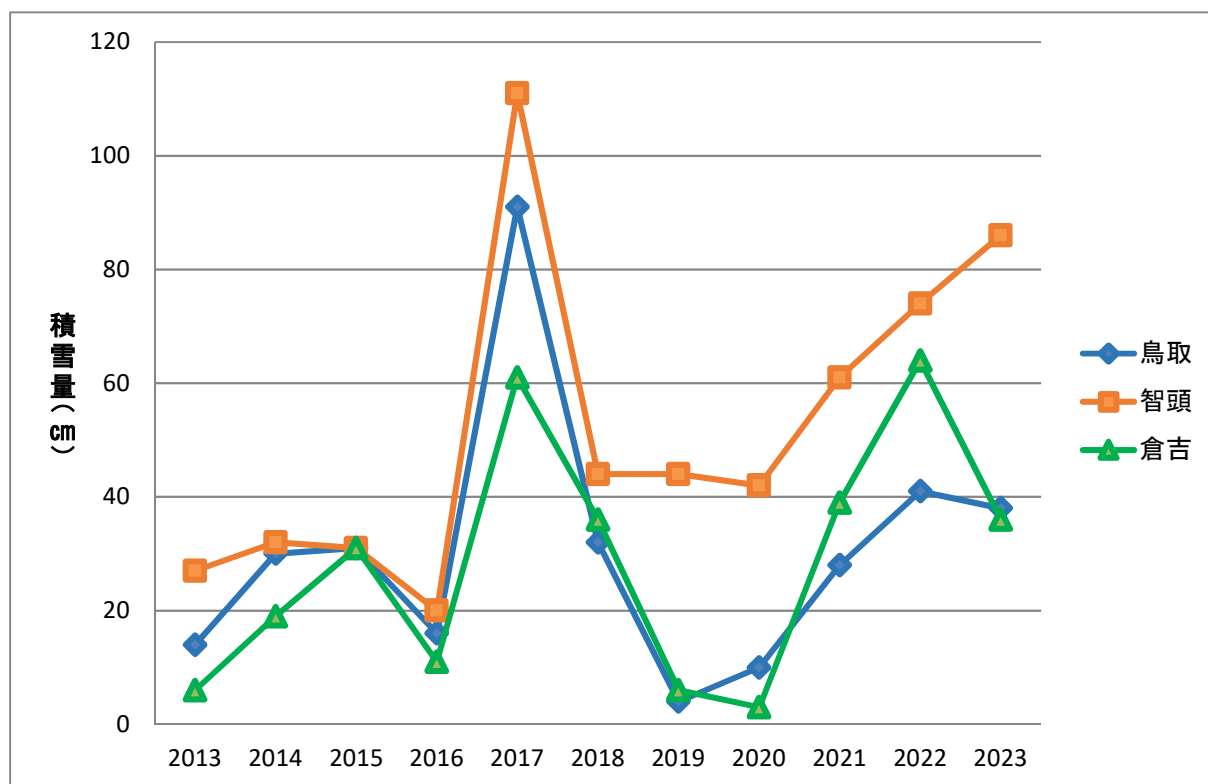
【地域防災計画資料編\_P3 一部抜粋】

### 2 積雪・降雪の記録

積雪深上位 10（鳥取観測所）	
年月日	最深積雪
S 58.12.26	95 cm
S 59.2.8	88 cm
S 59.2.9	89 cm
S 59.2.10	85 cm
S 59.2.15	90 cm
H2.1.26	86 cm
H2.1.27	86 cm
H7.2.1	88 cm
H29.2.11	91 cm
H29.2.12	88 cm

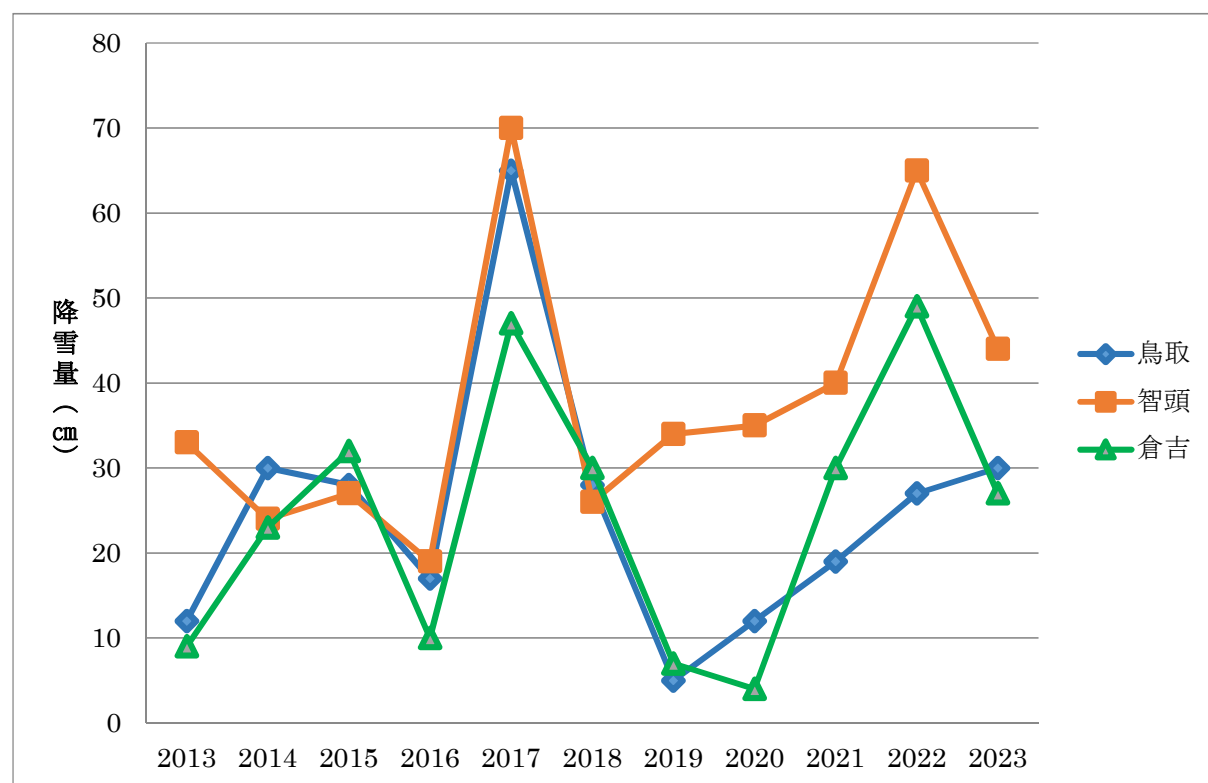
降雪量 40 cm / 日超（鳥取観測所）	
年月日	降雪量合計
S 55.1.22	48 cm
S 56.1.13	52 cm
S 57.1.19	41 cm
S 58.12.25	69 cm
S 58.12.26	57 cm
S 59.12.25	51 cm
S 62.3.1	42 cm
S 63.2.3	64 cm
H2.1.26	68 cm
H3.2.24	40 cm
H7.1.14	49 cm
H7.1.30	52 cm
H7.1.31	40 cm
H11.1.9	75 cm
H11.2.21	43 cm
H12.2.16	54 cm
H17.3.13	56 cm
H22.12.31	52 cm
H24.2.8	40 cm
H29.2.10	65 cm

## 《 過去 10 年の最深積雪量の推移 》



※寒候年(前年8月1日から当年7月31日までの期間)の値

## 《 過去 10 年の最大降雪量(日合計)の推移 》



(降雪量：1日当たり)

## 第2章 組織体制

### 第1節 災害対策本部

#### 1 設置の基準

市長は、次のいずれかの基準を満たす場合、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、速やかに市長を本部長とする「鳥取市災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

##### 《設置基準》

- ① 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な雪害が予想される時。
- ② 積雪状況（※6）により、大規模な雪害が発生又は発生が予想される時。
- ③ 大雪等により、多数の死傷者を伴う交通機関等の重大事故、又は広域的な集落等の孤立が発生し、救助及び緊急復旧等を実施する必要がある時。
- ④ その他市長が特に必要と認めた時。

※6) 平野部で屋根の積雪が1mを超えるなどの状況。（地域防災計画より）

#### 2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎3階災害対策本部室に置く。ただし、本庁舎が被災したときは、駅南庁舎2階多目的ホール又は本部長の指定する場所に置く。

#### 3 設置の公表・通知

災害対策本部を設置したときは、本部前に「鳥取市災害対策本部」の表示をするとともに、下表により通知する。

通知先	手段・方法	担当
鳥取県（知事）	口頭、電話、メール、ファクシミリ、鳥取県災害情報システム	危機管理課
鳥取・智頭・浜村警察署	〃	〃
鳥取県東部広域行政管理組合消防局	〃	〃
防災会議構成機関	〃	〃
報道機関	書類、電話、ファクシミリ、公共コモンズ、Lアラート	広報室、危機管理課
市の機関	グループウェア、電話、メール、連絡員	危機管理課、各部主管課
隣接町村	電話、鳥取県災害情報システム	危機管理課

#### 4 災害対策本部の廃止基準及び公表・通知

- (1) 災害が発生するおそれが解消したとき。
- (2) 発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めたとき。
- (3) 公表及び通知は、設置に準ずる。

#### 5 災害対策支部の設置

- (1) 市長は、総合支所管内における大雪等による災害対策の円滑な遂行を図るため、総合支所に災害対策支部を設置（※7）する。ただし、総合支所が被災したときは、支部長の指定する場所に置く。
- (2) 支部の設置及び廃止の公表は、市災害対策本部の設置及び廃止の公表に準ずる。
- (3) 支部を設置したときは、対策部の所掌事務を円滑に行うため、担当工事事務所をブロック支部として位置づける。ブロック支部長は、対策部及び支部長と連携して、支部における災害応急対策を実施する。ただし、国府町支部及び福部町支部については、対策部の所管班長が災害応急対策を実施する。

※7) 災害対策本部の設置に伴い、全ての総合支所に災害対策支部を設置するものではない。また、災害対策本部が設置されずとも、市長との協議の上で総合支所長の判断により、災害対策支部のみを設置する場合もある。

#### 6 組織及び所掌事務等

地域防災計画の規定に準ずる。

なお、所掌事務については、地域防災計画を基本としつつ、雪害特有の所掌事務を本指針第2章第5節で設けることで、その対応又は対策を補完する。また、各課・室・所は、雪害発生時のみならず、平常時又は体制解除後においても、積雪対応編の所掌事務を参考に、気象及び積雪等の状況に応じて所管又は関連する業務を実施する。

## 第2節 雪害対策本部

### 1 設置の基準

市長は、災害対策本部の設置に至らないが、大雪等に伴い総合的な防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長を本部長とする「鳥取市雪害対策本部」（以下「雪害対策本部」という。）を設置する。

#### 《設置基準》

- ① 本市、国土交通省及び鳥取県が所管する道路除雪計画に基づく除雪に支障が出たとき、又はそのおそれがあり（※8）対策を講じる必要があるとき。
- ② 何らかの雪害（※9）が発生し、総合的な対策を講じる必要があると市長が認めたとき。

※8) 国土交通省が気象庁と合同で発表する「大雪に対する緊急発表」を参考とする。（大雪に対する警戒（道路交通の立ち往生等）を必要とする場合に、暴風雪・大雪警報の前に発表される。）

※9) 第1章第1節（※4）を参照。

## 2 設置場所等

雪害対策本部の設置場所、設置の公表・通知、雪害対策本部の廃止基準及び公表・通知、雪害対策支部の設置、組織及び所掌事務等については、災害対策本部の規定に準ずる。（「災害」を「雪害」に読み替える。）

## 第3節 雪害警戒配備

### 1 配備の基準

暴風雪（風雪）・大雪・低温・なだれ・着雪に関する警報・注意報の発表又は鳥取地方気象台より警戒情報の提供を受けた場合、雪害警戒関係課の所属長は、情報の収集・連絡体制の確立等速やかな初動態勢を確保するための「雪害警戒配備」をとる。

### 2 雪害警戒関係課

雪害警戒配備に伴い、雪害警戒等にあたる関係課においては、第2章第5節の所掌事務（積雪対応編）等を参考にして、必要な初動態勢をとる。

#### 《雪害警戒関係課》

危機管理課、秘書課広報室、地域振興課、協働推進課、農政企画課、林務水産課、農村整備課、交通政策課、都市環境課、道路課（※10）、鳥取南地域工事事務所、鳥取西地域工事事務所、生活環境課、総合支所地域振興課及び産業建設課（※10）、学校教育課（※11）

※10) 都市環境課、道路課、総合支所産業建設課については、除雪体制基準を優先とする。

※11) 上記に掲げる課・室・所以外でも、所管する事務事業等において雪害警戒等にあたる必要があると判断した場合は、所属長の指示により初動態勢をとる。

### 3 所掌事務等

#### (1) 危機管理課

- ① 気象・災害等の情報収集及び連絡に関すること。
- ② 関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 非常参集・連絡体制の確立に関すること。

#### (2) 関係課等

- ① 各種情報の収集及び提供に関すること。
- ② 危険個所の巡回、警戒、保全に関すること。
- ③ 雪害防止対策に関すること。
- ④ 雪害応急対策に関すること。

### 4 雪害警戒配備の解除の基準

- (1) 雪害発生等のおそれなくなったとき。
- (2) 災害対策本部又は雪害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他所属長が配備を解除しても影響がないと判断したとき。

## 第4節 職員の配備体制

災害時等は、災害の種類、規模、程度に応じて、災害対策本部又は雪害対策本部設置前には市長が、災害対策本部又は雪害対策本部設置後においては本部長が職員配備体制を決定し、配備指令を発令する。

総合支所においては、災害対策本部又は雪害対策本部設置前には支所長が災害の種類、規模、程度に応じて、職員配備体制を決定し、配備指令を発令する。

### 1 職員配備体制の種別

#### (1) 雪害警戒配備の体制

雪害の発生に警戒する必要があると認められる場合に、雪害発生に備える体制である。雪害警戒配備の体制は、状況に応じて「注意配備」と「警戒配備」に区分し、その基準及び配備の内容は、次のとおりとする。

種別	配備の基準	配備の内容	対象部局
注意配備	風雪・大雪・なだれ・低温・着雪の注意報が一つ以上発表された場合で、危機管理部長から注意配備の指示があったとき。 または、所属長が必要と認めたとき。	関係各部署は、気象情報等の情報収集及び情報連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。	危機管理部、市民生活部、農林水産部、都市整備部、総合支所（※13）
警戒配備	暴風雪又は大雪の警報が発表された場合で、危機管理部長から警戒配備の指示があったとき。 または、所属長が必要と認めたとき。（※12）	注意配備（初動）体制を強化し、雪害対策本部の設置に備える体制とする。	雪害警戒関係課（※13）（※14）

※12) 警戒配備の体制をとった場合は、危機管理課へ報告を行うこととする。

※13) 具体的な配備体制については、気象見込み等により危機管理部長より別途指示する。

※14) 学校教育課については、休校日は除く。

#### (2) 雪害対策本部の体制

雪害の発生が高い確率で予想される場合、又は警戒配備体制中に雪害が発生し、総合的な応急対策が必要な場合等の配備体制である。雪害対策本部の体制は、状況に応じて「第1配備」と「第2配備」に区分し、その基準及び配備の内容は、次のとおりとする。

なお、気象及び降雪状況によっては、本体制を維持する期間が長期化する場合もあることから、第1配備及び第2配備での各対策部内の体制（時間外待機等を含む）については、本部長の指示事項や通常業務体制等を勘案した上で対策部長が指示を行う。



種別	配備の基準	配備の内容
第1配備	市民生活等に影響が生じるおそれがある場合、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。	関係各部は、初動対応を行い、雪害予防等の対策を講じるとともに、第2配備に対する準備を行う。
第2配備	災害対策本部の設置基準未満での雪害が発生した場合、又は市民生活等に影響が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。	関係各部は、防災活動及び情報連絡等を行い、その対策を協議・実施するとともに、災害対策本部設置に対する準備を行う。

### (3) 災害対策本部の体制

大規模な災害の発生、若しくは相当規模の災害の発生が高い確率で予想される場合の配備体制である。災害対策本部の体制は、状況に応じて「第1配備」、「第2配備」、「第3配備」に区分し、その基準及び配備の内容は、次のとおりとする。

種別	配備の基準	配備の内容
第1配備	雪害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	関係各部は、防災活動に従事し、初期対応を行うとともに、第2配備に対する準備を行う。
第2配備	① 特別警報が発表されたとき。 ② 事態が切迫し、市内の数地域について雪害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	関係各部は、防災活動及び情報連絡を行い、その対策を協議するとともに、第3配備に対する準備を行う。
第3配備	市の全域に大規模な災害が発生すると予想される場合、又は災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部に関係のある職員は、全員防災活動に従事する。また、各部は防災活動に従事し、直接関係のない部課の職員にあっては部長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機する。

### (4) 配備体制における留意点

- ① 休日及び夜間等の勤務時間外において、大雪警報降雪量基準以上の積雪があるなど、交通網の遮断等により職員参集が困難となる状況を想定して、各対策部においては、応急的配備方法として、平時より職員の居住地域等により動員体制をとれる仕組み（配備体制や参集方法等）を構築しておくこと。
- ② 雪害応急対策は、原則として、雪害の状況に応じて優先度の高い項目から重点的に対処する。また、各部局や総合支所は相互に協力して調整を行い、必要な人員の確保及び配置に努める。なお、配備職員の人員の確保が困難な場合は、その時点での動員可能職員を最大限に活用することに努めるとともに、引き続き他部局との調整を行い、迅速かつ的確な配備体制の確保に努める。
- ③ 雪害対応は、雪害発生時のみならず、その後の復旧に向けての動きも同時に行っていく必要がある。被害状況の確認等は、その一歩であり、また、市民からの相談体制も整えていることが信頼につながるため、災害対策本部又は雪害対策本部解散後も地域の状況に合わせて



十分な配慮を行うよう努める。

## 2 その他の基準等

職員の配備体制に関する事項（消防団員を兼ねる職員について、緊急支援体制、配備指令の伝達方法、配備人員数等の報告並びに配備要員の確保及び調整等）については、地域防災計画の規定に準ずる。

なお、雪害対策本部に関する各事項については、災害対策本部の方針に準ずる。

## 第5節 所掌事務（積雪対応編）

地域防災計画に規定する所掌事務を基本としつつ、雪特有の所掌事務を次のとおり定めるところでその内容を補完し、積雪対応に万全を期するものとする。

### （1）統括部

部名	班名	所掌事務
統括部	統括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部会議に関すること。</li> <li>雪害対策活動の総括及び調整に関すること。</li> <li>指揮指令の伝達に関すること。</li> <li>自衛隊派遣等の広域応援要請に関すること。</li> <li>県、警察、防災関係機関、消防団、自主防災会に関すること。</li> <li>防災行政無線、アマチュア無線に関すること。</li> </ol>
	秘書班	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部長・副本部長の秘書に関すること。</li> <li>情報連絡班の応援に関すること。</li> </ol>

### （2）対策部

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>各部間の連絡調整に関すること。</li> <li>豪雪記録に関すること。</li> </ol>
	人事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備人員の把握及び調整に関すること。</li> <li>職員の安否確認及び被災職員の援助に関すること。</li> </ol>
	財務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>雪害関係予算その他財政措置に関すること。</li> <li>人事班の応援に関すること。</li> </ol>
	財産管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>市有財産の雪害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>統括部の応援に関すること。</li> <li>緊急輸送用車両の確保及び各班への配車に関すること。</li> <li>燃料等の確保及び保管管理に関すること。</li> </ol>
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難所（自主避難所を含む）及び道路・鉄道の交通障害先等への災害備蓄品の輸送に関すること。</li> <li>罹災証明書の発行に係る一般家屋等の被害調査に関すること。</li> <li>雪害被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること。</li> </ol>

市民生活部	総合支所対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合支所との連携及び情報収集・伝達に関すること。</li> <li>2 孤立集落の把握に関すること。</li> </ol>
	連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区公民館・自治会など地域との連絡調整に関すること。</li> <li>2 ボランティアの連携に関すること。</li> <li>3 地域コミュニティ除雪活動支援に関すること。</li> <li>4 総合支所対策班の補佐に関すること。</li> <li>5 総合支所での情報連絡に関すること。(情報連絡員)</li> <li>6 住民対応に関すること。(状況により専門窓口を開設)</li> <li>7 コールセンターに関すること。</li> </ol>
	調達配給班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害備蓄品(食糧品、燃料及び器具等)等の調達、配分に関すること。</li> <li>2 罹災(被災)証明の受付に関すること。</li> </ol>
情報部	情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>2 雪害情報の収集、集計及び関係各部への伝達に関すること。</li> <li>3 通信、ライフラインの停止・復旧の情報収集に関すること。</li> <li>4 被害状況のとりまとめ及び記録に関すること。</li> <li>5 雪害等の広報に関すること。</li> <li>6 孤立地域等の把握に関すること。(鳥取地域)</li> <li>7 支え愛避難所等の開設状況の把握に関すること。(連絡調整班、各対策部との連携)</li> </ol>
	通信班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部システムのオペレーション補助に関すること。</li> <li>2 通信施設の確保に関すること</li> <li>3 電子計算施設の保安措置に関すること</li> </ol>
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市公式ウェブサイト内における雪関連情報に関する特設ページの開設等に関すること。</li> <li>2 報道機関に対する雪害速報及び連絡調整に関すること。</li> <li>3 情報連絡班の支援及び統括部が収集した各種情報の発信支援に関すること。</li> </ol>
福祉部	福祉総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の開設・運営に関すること。(避難所班との連携)</li> <li>3 社会福祉施設管理者への雪害予防等の周知及び施設被害調査に関すること。</li> </ol>
	避難行動要支援者対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者関係各種団体との連絡・調整に関すること。</li> <li>2 避難行動要支援者の安否確認、避難状況(避難所避難・在宅避難)の把握に関すること。</li> </ol>
	避難所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>2 避難所内の避難者情報等の収集及び本部への伝達に関すること。</li> <li>3 避難者の把握及び名簿の作成に関すること。</li> </ol> <p>※) 保育園長は、幼児保育課と連携して保育園児の安全確保対策に関する業務を優先的に実施する。</p>
医療対策部	保健救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護所の設置及び応急救護に関すること。</li> <li>2 避難所開設時等での冬季特有の保健衛生対策・健康対策に関すること。</li> <li>3 災害時保健活動マニュアルの運用に関すること(対策支部福祉保健班等との連携)</li> </ol>
	災害医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>2 医療機関等の被害情報の収集・報告及び必要な対策に関すること。</li> <li>3 医療部及び医療機関との連絡及び協力要請に関すること。</li> <li>4 救急機材及び医薬品の確保のための関係機関への調整に関すること。</li> <li>5 保健救護班の支援に関すること</li> </ol>

	生活衛生対策班	1 保健救護班及び災害医療班の支援に関する事。
経済観光部	経済班	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 公設地方卸売市場等の雪害対策及び被害調査に関する事。 3 流通に関する情報の収集及び発信に関する事。 4 商工業者に対する融資に関する事。 5 商工業者に対する被災証明に関する事。 6 観光施設情報等の収集及び発信に関する事。
農林水産部	農林班	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 農地、農道、林道、ため池等農業用施設及び漁港施設の雪害・応急対策及び被害調査に関する事。 3 雪崩対策及び危険区域パトロール 4 農林漁業用施設及び農地等の被災証明に関する事。 5 農林漁業用施設に対する融資に関する事。 6 農林漁業用施設に対する経営指導等に関する事。 7 農道・林道の除雪・通行措置に関する事。 8 農林漁業用施設への雪害対策の注意喚起等（圃場等の排水対策、耐雪型ハウス導入促進及び仮支柱等による補強、果樹の幼木結束・枝吊り、成木等への支柱取り付け促進、降雪による係留漁船の沈没等防止策、畜産物等の輸送経路確保に関する道路管理者への除雪協力要請等）に関する事。
都市整備部	都市整備班	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 土木建設関係業者への要請に関する事 3 公共交通機関の運行情報等の情報収集及び発信に関する事。 4 停滞車両等の情報収集に関する事。 5 道路河川班の支援に関する事。
	道路河川班	1 道路除雪に関する事。 2 除雪に係る情報収集及び発信に関する事。 3 通行不能箇所の調査及び情報発信に関する事。 4 排雪場の確保等に関する事。 5 雪害で発生した道路・河川・公園施設内の障害物、がれき、倒木等の撤去に関する事。 6 道路、河川、公園等の公共土木施設の雪害対策及び被害調査に関する事。 7 小型除雪機の貸付に関する事。
	建築住宅班	1 市有建築物の応急復旧に関する事。 2 市営住宅の雪害対策及び被害調査に関する事。 3 被災建築物の安全措置に関する事。 4 住宅関係融資に関する事。 5 屋根雪下ろし時における安全確保の周知に関する事。 6 特定空家の状況把握と必要な措置に関する事。 7 道路河川班の支援に関する事。
下水道部	下水道管理班	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 公共下水道・集落排水施設等における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 公共下水道・集落排水等の処理場、ポンプ場等の雪害対策及び被害調査に関する事。 4 公共下水道管路及び排水路並びに集落排水管路等の雪害対策及び被害調査に関する事。 5 下水道部庁舎の電気設備及び機械設備の応急復旧に関する事。 6 下水道工事業者等への協力要請に関する事。 7 雪融け後の排水対策に関する事。
環境部	環境衛生班	1 廃棄物処理施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 大雪時のごみ、し尿等の一般廃棄物の収集処理等（関係業者との密接な連携、収集方法等の市民周知を含む）に関する事。 3 廃棄物処理施設の運転継続に関する事。

議会部	議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>2 議会対策及び各種会議の招集に関する事。</li> </ol>
文教部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>2 小中学校の雪害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>3 小中学校の保全対策に関する事。</li> <li>4 児童生徒の安全確保対策（学校敷地内の通路及び非常時における避難経路の除雪、通学道路等の除雪に関する道路管理者との連携、適切な指導に基づく集団登下校等の実施）に関する事。</li> <li>5 通学路における歩道の除雪に関する事。</li> <li>6 臨時休校・始業及び終業時刻の変更の情報収集及び発信に関する事。</li> <li>7 学校給食用物資の確保及び配送に関する事。</li> <li>8 除雪機械器具の事故等の危険防止対策に関する事。</li> </ol>
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設（学校等教育施設）の管理運営に関する事。</li> <li>2 体育施設及び社会教育施設の雪害対策並びに被害調査に関する事。</li> <li>3 体育施設及び社会教育施設の保全対策に関する事。</li> <li>4 文化施設の雪害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>5 文化財の雪害対策及び被害調査に関する事。</li> </ol>
医療部	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>2 医療隊の編成に関する事。</li> <li>3 救助薬品、衛生材料等の調達に関する事。</li> <li>4 他の医療関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者の治療等に関する事。</li> <li>2 応急救護所に関する事。</li> <li>3 給食に関する事。</li> <li>4 医師の支援に関する事。</li> </ol>
水道部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>2 応急措置に必要な資機材の集計に関する事。</li> <li>3 住民対応に関する事。</li> <li>4 住民への広報（凍結防止等）に関する事。</li> <li>5 屋内給水管の災害対策に関する事。</li> </ol>
	管路班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道管路の被害調査及び雪害情報の収集に関する事。</li> <li>2 水道管路の凍結対策に関する事。</li> <li>3 飲料水の供給に関する事。</li> </ol>
	施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の被害調査及び雪害情報の収集に関する事。</li> <li>2 水道施設の雪害・応急対策に関する事。</li> <li>3 水質管理に関する事。</li> </ol>
	南地域・西地域 水道事務所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管区域の雪害に関する情報の収集に関する事。</li> <li>2 災害予防及び雪害応急対策の実施及び連絡調整に関する事。</li> <li>3 住民等への広報活動に関する事。</li> </ol>
消防部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常警備及び消防活動に関する事。</li> <li>2 救助救急活動及び捜索に関する事。</li> <li>3 避難誘導に関する事。</li> <li>4 消防活動の状況調査及び報告に関する事。</li> <li>5 消防、水防資器材の整備点検に関する事。</li> <li>6 雪害の警戒及び防御、現場活動に関する事。</li> <li>7 緊急通信連絡に関する事。</li> <li>8 雪害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>9 水利付近及び避難口付近の除雪励行等に関する事。</li> <li>10 火災予防に関する事。</li> </ol>

(3) 対策支部

① 対策支部

部名	班名	所掌事務
対策支部	支部総括・文教班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部会議に関する事。 (職員配備、各班総括等を含む。)</li> <li>2 支部内の気象、被害等雪害情報のとりまとめに関する事。</li> <li>3 本部及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 消防団に関する事。</li> <li>5 雪害広報に関する事。</li> <li>6 電力会社等のライフライン関係機関との連携に関する事。</li> <li>7 雪害相談対応に関する事。</li> <li>8 自治会等との連絡調整に関する事。</li> <li>9 教育施設等の災害対策、被害調査、保全対策に関する事。</li> <li>10 児童生徒の安全確保対策に関する事。</li> <li>11 通学路における歩道の除雪に関する事。</li> <li>12 その他班内所掌事務における雪害対策に関する事。</li> </ol>
	福祉保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所開設・運営に関する事。</li> <li>2 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、避難状況 (避難所避難・在宅避難) の把握に関する事。</li> <li>3 ボランティアの配置に関する事。</li> <li>4 罹災証明書に関する事。</li> <li>5 大雪時の家庭ごみの収集対応に関する事。</li> <li>6 支部総括・文教班の支援及びその他班内所掌事務における雪害対策に関する事。</li> </ol> <p>※) 本班に所属する保健師は、災害時保健活動マニュアルに基づき、医療対策部保健救護班と連携して保健活動に従事する。</p> <p>※) 保育園長は、幼児保育課と連携して保育園児の安全確保対策に関する業務を優先的に実施する。</p>
	産業建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、上下水道等のライフラインの被害状況調査と応急対策に関する事。</li> <li>2 土砂、がれきの除去等土木応急復旧に関する事。</li> <li>3 雪崩対策及び危険区域パトロールに関する事。</li> <li>4 農地、農業施設等被害状況調査と応急対策に関する事。</li> <li>5 道路 (市道・農道・林道) の除雪・通行措置に関する事。</li> <li>6 管内の国道・県道等管理者、消防・警察・交通機関との連絡調整に関する事。(各対策部との連携)</li> <li>7 その他班内所掌事務における雪害対策に関する事。</li> </ol>

② ブロック支部 (鳥取南・西地域工事事務所)

ブロック支部	所掌事務
南ブロック支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当支部における雪害応急対策の実施及び支援に関する事。</li> <li>2 担当支部における雪害予防及び連絡調整に関する事。</li> <li>3 その他各対策部の指示した事項に関する事。</li> </ol>
西ブロック支部	

(4) 東部広域行政管理組合消防局

地域防災計画の規定に準ずる。

## 第3章 除雪対策

### 第1節 基本方針

市は、「道路除雪計画」に基づき、市道の除雪を実施し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図る。また、除雪にあたっては、市民との協働のもと、国・県との連携を図りつつ、効率的かつ的確な除雪に努める。

また、個人による住居周辺の除雪や、町内会、自主防災組織等による地域内の除雪等の協力は、市民の生活維持と安全・安心の確保にとっても大切な取り組みであることから、行政と市民との協働による除雪対策を推進する。市は、この取り組みにあたって、除雪に関する積極的な情報発信や地域に対する助成事業等の展開により、自助及び共助の活動を支援する。

### 第2節 除雪計画

市内の国道及び主要な県道については、国・県・市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪を実施する。市道については、道路除雪計画に基づき、路面上の積雪が5～10cm程度見込まれるときに、次の除雪基準により除雪を実施する。また、積雪下における道路交通等の確保については、市民との協働により除雪作業を実施する。

#### 1 市道の除雪基準

除雪基準については、次のとおりとし、大雪時の重点除雪区間の設定、除雪路線、除雪作業出動基準、エリア除雪業者の複数配置等については、除雪作業に対する市民生活への影響等を検証しつつ、必要に応じて随時修正を行うこととする。

- (1) 通勤、物資輸送路の確保
- (2) 学校、保育園、幼稚園、市公共施設及び救急医療機関（東部医師会急患診療所を含む）に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- (3) 通学路の確保
- (4) その他緊急に必要とする路線

#### 2 除雪路線

区分	内容
市道	都市整備部で定める区間（道路除雪計画に基づく）
国道、県道	市内の国道及び主要な県道の優先順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。

#### 3 除雪要領

市道の除雪対象路線については、毎年路線を指定して、市は除雪機械所有業者等と除雪委託契約を締結し、除雪を実施する。豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、地域防災計画第3部・第4章「相互応援協力計画」、同章第4節「民間団体等の活用」により実施する。

#### 4 除雪に係る情報収集・発信

##### (1) 除雪機械GPS管理システム整備

全除雪機械にGPS端末を搭載し、各路線の除雪進捗状況を把握し、除雪に関する市民からの問い合わせに対する適切な対応や、除雪機械のトラブル等に的確な指示を行う。

##### (2) 道路情報の収集と情報提供

本市公式ウェブサイトにおける地図情報サービスに除雪路線を掲載するとともに、市道にライブカメラと雪量計を設置し、鳥取県の「雪みちナビ(ライブカメラ)」を活用することで最新の交通状況や積雪状況を市民やドライバーへ情報提供する。

#### 5 凍結防止剤散布・配布計画

(1) 凍結防止剤は、橋梁・急な坂路等指定の箇所について、気温が0度以下になるおそれがあるときに路面状況を勘案し、凍結防止剤散布車により散布を行う。

(2) 橋梁・急な坂路等の必要箇所には、地元等で散布できるよう現地の指定箇所に凍結防止剤を配布する。

#### 6 市民協力を得るための広報活動の実施

積雪時における道路交通の影響の最小化を図るため、市公式ウェブサイト等を活用して除雪に関する啓発活動及び注意喚起を行う。

#### 《周知徹底事項》

##### (1) 路上駐車禁止に関すること。

路上駐車は、除雪作業効率の低下を招くうえ、車に傷をつけるおそれがあり、作業を中止せざるを得ない場合がある。また、緊急車両の通行を妨げるおそれがあり、救急活動に支障が出る。

##### (2) 玄関先や歩道の除雪の励行に関すること。

除雪機械の入れない生活道路や歩道の除雪、除雪機等による除雪作業後に住居敷地前等に寄せられた雪を市民の手で除雪してもらう。

##### (3) 車道等への雪の投げ捨て禁止に関すること。

車道や歩道への雪の投げ捨ては、交通や歩行者の支障となり危険な行為であり、道路交通法に抵触する場合がある。

##### (4) 公共交通機関利用の推奨に関すること。

マイカー利用を控えることで、渋滞緩和や定時運行に繋がる。

## 第4章 関係機関との連携

除雪対策および被害の拡大防止等のため、市は国（鳥取地方気象台、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所等）、県、ライフライン関係機関等と緊密な連携を図り、各機関の対策を把握し、情報を共有する。

### 第1節 国との連携

国（国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所）との「災害時における情報交換に関する協定」に基づき、災害発生時等の初動段階から専用回線による緊密な情報交換を行うほか、必要に応じて国土交通省から現地情報連絡員（リエゾン）を災害対策本部及び雪害対策本部に派遣を受け、情報交換及び必要な指導助言等により、応急対策を迅速かつ円滑に実施する。また、除雪等に関する情報が共有化できる体制を整える。

### 第2節 県との連携

#### 1 道路除雪業務の相互委託

鳥取県と本市で協議の上、管理区分を超えた効率的な除雪に努める。

#### 2 災害時の相互応援に関する協定

災害を受けた市町村独自での十分な応急措置ができない場合、鳥取県及び県内の市町村との間で締結している「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、職員派遣による応援要請や災害時備蓄品等の提供等を行う。

### 第3節 ライフライン関係機関との連携

主なライフライン関係機関については、次のとおりである。（水道を除く。）

区分	関係機関名	連携内容
電力施設	○ 中国電力(株) ○ 中国電力ネットワーク(株)	地域防災計画（第7章／インフラ等の予防計画、第21章／電力・ガスの応急対策計画）の規定に準ずる。
ガス施設	○ 鳥取ガス(株) ○ (一社)鳥取県LPガス協会	
電気通信施設	○ 西日本電信電話(株) ○ KDDI(株) ○ (株)NTTドコモ ○ エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) ○ ソフトバンク(株) ○ 楽天モバイル(株)	地域防災計画（第7章／インフラ等の予防計画）の規定に準ずる。



## 第4節 民間企業等との連携

---

災害時における被害軽減や早期復旧には官民の連携・協力（共助）が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な災害応急活動が推進できるよう体制の整備を図り、各種協定等（応援生活物資等の支援協力に関する協定、災害時における各種支援に関する協定等）に基づき、必要な協力を求めることとする。

## 第5節 市民生活に関係する各種団体等との連携

---

市は、市民生活に関係する各種団体・機関と連携し、冬季前後等において、大雪等における市民の安全・安心の確保と市民生活に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とした連絡会議を開催する。

## 第5章 交通障害対策

鳥取県内では、

- ▼ 平成22年12月31日から平成23年1月2日にかけての大雪により、県中・西部の国道9号線で最大22キロの大渋滞が発生し、約1,000台の車両が路上で立往生する状況が約42時間続いた。
- ▼ 平成29年1月22日から1月25日にかけての大雪（智頭観測所／最大積雪深：111cm、最大日降雪量：70cm）により、鳥取自動車道は佐用JCTから河原ICの区間で通行止めが実施され、特に、志戸坂トンネルから智頭南ICにかけては累計36時間を超える通行止めが生じ、この影響により、国道53号及び国道373号へ多数の大型車両が流入し、幅員狭小箇所での離合困難やスタック車両の発生で長時間にわたる大規模渋滞が発生した。
- ▼ 平成29年2月9日から2月12日にかけての大雪（鳥取観測所／最大積雪深：91cm、最大日降雪量：62cm 倉吉観測所／最大積雪深：61cm、最大日降雪量：38cm）により、山陰道青谷羽合道路下り線で大型車等のスタックによる立ち往生が多発し、長時間の通行止めが生じた。また、国道9号の除雪が間に合わず、山陰道から迂回した車両もスタックにより立ち往生が発生し、幹線道路の機能が麻痺した。さらに、鳥取市内でも、除雪能力を上回る強い降雪が広域で長時間継続したことにより、各地で渋滞が発生するとともに路線バスは終日運休した。鉄道でも、倒木により鳥取発米子行きの普通列車が乗客26人を乗せたまま青谷駅での停車を余儀なくされ、倉吉市内から代行バスを手配したにもかかわらず、そのバスが交通渋滞に巻き込まれたため、最終的に乗客は20時間以上列車内に足止めされた。

などの大規模な交通障害に見舞われた。これを踏まえ、国土交通省鳥取河川国道事務所等の道路関係機関と情報の共有体制を強化し、除雪機械の増強、道の駅等での冬用タイヤ・タイヤチェーンの装着指導等により交通障害の防止を図る。

なお、大規模な交通麻痺が発生した場合は、次の対策項目等を実施する

### 第1節 道路の交通障害

- (1) 渋滞等の車両運転者・同乗者に対し、必要に応じて毛布・食糧・飲料水等の提供を行う。
- (2) 状況に応じて交通障害発生箇所周辺の避難場所を開設し、避難場所での毛布・食糧・飲料水等の提供及び情報手段としての携帯電話への電源供給を行う。
- (3) 交通障害発生道路沿線のコンビニエンスストア等への協力を依頼する。
- (4) FM鳥取、いなびぴょんぴょんネット、あんしんトリピーメール、緊急速報メール等による避難場所開設や道路状況等の情報提供を行う。
- (5) 幹線道路沿いの備蓄施設における毛布等の在庫状況を把握し、必要に応じて補充する。

### 第2節 鉄道の運行障害

運行中の列車が大雪で長時間の停車を強いられる場合、JR西日本、智頭急行と連携して停車駅周辺の公共施設等を乗客の避難場所として開設し、避難場所での毛布・食糧・飲料水等の提供及び情報手段としての携帯電話への電源供給を行う。



## 第2節 広報事項

広報にあたっては、次の内容について広く市民等に周知を行う。なお、重要事項については、市長（本部長）の承認（※15）を経て行うこととする。

主な広報事項	主に担当する班（※14）
（1）災害対策本部又は雪害対策本部の設置又は廃止	統括班
（2）雪害発生前の対策（予想される雪害の規模、雪害の防止等に必要な事項等）	統括班
（3）雪害の状況（雪害発生区域、雪害の規模・概要）	統括班、対策部・対策支部の関係各班
（4）降雪等気象に関する情報	統括班
（5）道路に関する情報（通行止め等）	農林班、都市整備班、道路河川班
（6）除雪に関する情報	統括班、道路河川班
（7）排雪場に関する情報	道路河川班
（8）雪崩に関する情報（注意喚起含む※17）	農林班、道路河川班
（9）ライフライン（電気、ガス、水道、電話）に関する情報	情報連絡班、水道部総務班
（10）公共交通機関の運行・運休に関する情報	都市整備班
（11）学校等の臨時休校等に関する情報	教育班
（12）ごみ収集等に関する情報	環境衛生班
（13）市等主催のイベントの中止等に関する情報（観光施設情報を含む）	関係各班
（14）市民への注意喚起と協力依頼に関する情報	関係各班
（15）その他市民や被災者に必要な情報等（地域活動助成及び融資等）	関係各班

※15）市長（本部長）の承認が必要な広報事項は、主に上記(1)～(3)となる。その他の広報事項についても、対策部長等の判断により、必要に応じて市長の承認を得ることとする。

※16）対策支部各班、ブロック支部（鳥取南・西地域工事事務所）においても、関係する広報事項（総合支所管内分）について、上記各班の協力又は市民等への周知を行うこととする。

※17）雪崩の特徴等（表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと。雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等）について、市民等へ広く普及啓発を行うよう努める。

## 第3節 広報体制

### 1 広報の方法

警戒配備体制等に移行した場合、統括部及び情報部は、次の手段等により、あらゆる情報媒体を活用した広報に努める。

なお、関係各班からの広報手段は、主に市公式ウェブサイトが想定されるが、その他の媒体を活用した広報が必要と部長又は班長が判断した場合は、統括部又は情報部（平常時及び警戒本部体制時は「危機管理課又は広報室」）に協議をかける。

- (1) テレビの利用（報道機関への依頼、データ放送、市広報番組（いなばぴよんぴよんネット）、CATV等）
- (2) ラジオの利用（各放送局への依頼、緊急告知FMラジオの活用等）
- (3) 市公式ウェブサイト（鳥取市公式ライン、鳥取市防災アプリ含む）
- (4) あんしんトリピーメール、とっとり地域ぼうさいメール、緊急速報メール
- (5) 広報車
- (6) 同報系防災行政無線（市民の生命、身体及び財産の保護を脅かす事象に限る）
- (7) 職員による広報（広報活動不能な地域、無線不感地域その他必要と認められる場合）

## 2 一元的な情報発信

- (1) 市公式ウェブサイトでの広報活動においては、市民等が情報を得やすい環境とするため、雪関連情報に関する特設ページを設け、一元的な情報発信に努める。
- (2) 雪関連情報の特設ページは、気象状況等に応じて情報部（広報室）が開設を行う。（除雪や交通状況等に関する情報に限らず、除雪協力の啓発や健康管理等の注意喚起の情報も平時より発信するよう努める。）
- (3) 各対策部（班／課・室・所）は、市公式ウェブサイトにおける雪関連の広報に関し、所管する分野の情報を主管課でコンテンツ登録及び掲載（必要に応じて市民生活等に関連する外部機関のリンクを張る）する。また、雪情報特設ページが開設されている場合は、コンテンツ登録の際に「コンテンツ基本情報登録／ジャンル設定」の中で当該ページの各情報フォルダにチェックを入れることで、一元的な情報発信とする。

## 3 報道機関への情報提供

災害対策本部・雪害対策本部は、災害による被害状況・対策等について、公共情報コモンズやLアラート等により速やかに報道機関に情報を提供する。

## 4 広聴活動

災害対策本部・雪害対策本部及び支部は、被災者の要望等を把握し、不安を解消するため、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、雪害の状況が静穏化し始めた段階で状況に応じて住民相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

## 5 災害モードの活用

雪害警戒配備等に移行した場合、庁内グループウェアを「災害モード」に表示を切り替える。各対策部（班）は、収集した情報等を災害モードの到着情報にアップし、これにより、庁内の情報共有を図る。

## 第7章 雪への備えと支え合い

雪国の暮らしに理解を深め、創造性をもって雪と共生してきた経験等を活かし、次に掲げる取り組みを推進する。

### 第1節 雪への備え

---

- (1) 住居及び周辺の除雪及び屋根の雪下ろし（雪下ろし作業は複数人で実施する。）
- (2) 木の剪定や伐採（雪の重さで木や竹が折れることにより道等をふさぐことを防止する。）
- (3) 非常持出品、非常備蓄品の確認（※18）
- (4) 「満タン&灯油プラス1缶」による燃料の備え（※19）
- (5) テレビ、ラジオ等による最新の気象情報等への注視及び警戒
- (6) 地域による要配慮者世帯への声掛け、周辺の除雪や屋根の雪下ろし、買物支援等
- (7) 大雪に対する町内会での各種連携（路上駐車禁止、ごみ収集等）
- (8) 大雪時等の不要不急の外出抑制

※18 参考品目：懐中電灯、ラジオ、予備電池、携帯電話用の簡易充電器、毛布、スコップ、手ぶくろ、食品（缶詰、レトルト食品、インスタント食品等）、飲料水、電気に頼らない暖房器具、燃料（卓上コンロ・固形燃料）、使い捨てカイロ等

※19 鳥取石油商業組合では、日頃より「車のタンクは満タン」、「灯油は多めの軒先在庫」の習慣づけについて啓発運動を展開している。

### 第2節 市民・地域への支援

---

- (1) 地域コミュニティ除雪活動支援事業による支援
- (2) 小型除雪機の貸付による支援（鳥取市小型除雪機無償貸与制度）  
⇒ 小型除雪機運転講習会の開催により、共助体制の強化も図る。
- (3) 市職員による除雪支援（鳥取市職員による除雪応援隊派遣実施要領）
- (4) 雪下ろし業者等の紹介
- (5) ボランティアとの連携による支援（鳥取市社会福祉協議会等との連携含む）
- (6) 大雪に関する困りごと相談等への対応

### 第3節 支え愛活動の推進

---

鳥取県が定める「防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、支え愛の理念を尊重し、市民の生命を守るための対策を最優先に、雪害発生時における「災害時支え愛活動（例：沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事提供等）」及び「支え愛避難所（例：市が指定する避難所ではなく、地域住民の判断により自発的に開設される集会所など等）」などの取り組みを推進し、その活動や支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え愛の関係づくり等に対する支援に努める。

## 第4節 避難行動要支援者の支援

---

本市では、災害時など自力で安全な場所へ避難することが困難な方（避難行動要支援者）の申し出により、本人の台帳を作成し、関係機関（消防、警察、社会福祉協議会、民生児童委員、自治会等）で情報共有を行い、要支援者に対し共助による支援体制を整備する「避難行動要支援者支援制度」の推進に取り組んでいる。

大雪等への備えとして、要支援者に対し、次の取り組みを行うものとする。

- (1) 冬季前に関係機関等と連携し、大雪等の際の安否確認の方法及び避難行動等について再確認を行う。
- (2) 平時より、人工透析を受けている者や人工呼吸器の装着等の医療的ケアを必要とする在宅療養者について、鳥取県や医療機関と連携し、「避難行動要支援者支援制度」への登録を勧めるとともに、大雪の際の交通手段等の対応について再確認を行う。

## 第8章 災害救助法の適用（参考）

《鳥取県地域防災計画／雪害対策編(案)より抜粋》

### 第1節 災害救助法適用の早期判断

---

雪害の場合でも、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合には、必要に応じて知事の判断により災害救助法を適用することが可能であるので、県（福祉保健部）は、市町村の意見を聴きながら、早期に適用の判断を行うよう努める。国庫負担となる下限は100万円であるため、見込まれる経費がこれを超過するかどうか判断材料の一つとなる。

なお、災害救助法を適用した場合、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得るので留意するものとする。

### 第2節 災害救助法の適用基準

---

災害救助法の適用基準は、災害応急対策編（共通）第1部「第2章 災害救助法の適用」による。なお、適用基準は住家の滅失数のほか、雪害に関連するものとしては次の基準が設けられている。

#### 【災害救助法施行令第1条第1項第4号関係】

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次の基準に該当するもの。

『災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（具体例として、豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生））』



# 鳥取市積雪対応指針

(平成29年12月策定)

(平成30年11月改訂)

(令和元年11月改訂)

(令和2年11月改訂)

(令和3年11月改訂)

(令和4年11月改訂)

(令和5年11月改訂)

【発行】鳥取市

【編集】危機管理部危機管理課